

体系的な FD プログラム開発の多様性とその認定問題 (2)

津田 純子 (新潟大学 大学教育機能開発センター)

Ulrike Nennstiel (北星学園大学社会福祉学部・大学院社会福祉研究科)

日本では、近年の FD 義務化のもとで、FD プログラムの体系的な開発が個々の大学単位やネットワーク単位 (新潟大学、全国私立大学 FD 連携フォーラム、国立教育政策研究所・FDer 研究会など) で急速に進められている。具体的には、2009 年の高等教育学会や大学教育学会で報告されたように、「基本的教育力の基準枠組み」や「FD マップ」を作成しこれをもとに開発する方法が取られている。この動向は、大学人の手で FD プログラムの質保証、そのための認定を担うことをめざす重要なものであり、大学教員の教育力の定義や FD のビジョンを問う契機にもなっている。

本発表では、今後の日本の在り方を考えるために、日本のこのような動向に先立ち FD プログラムの体系化と認定に取り組んでいる先駆的事例のうち、日本の大学教員文化に影響を与えてきたドイツを取り上げる。その質保証や認定が、ネンシュティール教授によって明らかにされたバーデン・ヴュルテンベルク州の事例を含む多様な FD 戦略のもとで、どのようなビジョンや組織的活動、体制づくりによって進められてきたか、明らかにしたい。本論の概要は以下のとおりである。

※ドイツにおける FD に相当する用語は「大学教授法継続教育」であるが、ここでは便宜的に FD を用いる。

(1) 質保証のための制度化の基盤—「大学教員の視点の転換」

ドイツでは、1970 年前後からユネスコや国内の補助金を得た大学改革プロジェクトが中心になって FD プログラム開発への取り組みが始まり、さまざまな FD プログラムが蓄積されてきた。現在提供されている FD プログラムの大半は大学教員後継者を対象とし、ワークショップやゼミナール、ピア・レビュー、大学教授法に関する資料といった個別なものや並んで、大学教授法に関する体系的な専門教育プログラムがある。このプログラムは、これまでの蓄積をもとに今世紀早々急速に開発された。現在は、FD 担当者や大学教育専門家の養成をも視野に入れたプログラムの実現がめざされている。

体系的な専門教育プログラムの特徴は、第一に州単位の大学間ネットワークによってプログラムが提供されていることである。いずれも州政府の資金援助によるプロジェクト活動が基盤になっている。第二の特徴は、修了時に大学教授法の証明書が授与されることである。その代表例が、ネンシュティール教授が取得した「バーデン・ヴュルテンベルク証明書」であり、そのほかにバイエルン州、ニーダーザクセン州、ノルトライン・ヴェストファーレン州の事例がある。

大学教育専門家を養成するコースの先駆的な事例は、ハンブルク大学が開発したマスターコースであるが、上記のプログラムにおいても単位の互換性やマスター授与の動きがみられる。FD 担当者養成プログラムとしては、職能団体である大学教授法研究協会 (AHD、2008 年にドイツ大学教授法学会に改称) が提供している DOSS プログラムが先駆的である。バイエルン州やノルトライン・ヴェストファーレン州では、この養成プログラムを含む体系化が目指されている。

このように今世紀早々矢継ぎ早に FD プログラムの体系化を推進できる背景には、基盤となる共通のビジョンがそれまでに確立されていたことがある。ビジョンとは、20 世紀末の欧州のボローニャ・プロセスおよびユネスコ宣言にみられる、21 世紀型高等教育像によって示されている。これは知識社会・国際化社会のニーズに応じる高等教育をめざすもので、その中心的課題は質保証と競争力である。大学教員の研究能力とともに教育力の向上が課題であり、FD の基本理念として「教授中心から学習中心の教授法への転換」という核心的なキーワードが共通に挙げられている。たとえば、バーデン・ヴュルテンベルク州のプログラムでは、教授法的コンピテンスを発達させる 3 原則の一つとして、上記の「視点の転換」が挙げられている。

このようなビジョンとキーワードの共有は、1970 年代以降アングロ・サクソン諸国や欧州において蓄積されてきた高等教育での学習・教育に関する研究の成果に基づいて可能になっていることは留意されるべきである。言い換えれば、これらの研究によって大学教員の教育的コンピテンスは、「教育者の視点で学習状況を実現する立場から、学習者の視点に立って実現する立場へ」転換していく発達段階を通して向上することが裏付けられ、関係者の間で説得力のあるキーワードとして普及している。

(2) 質保証の基準作り、認定の動き

欧州内に統一の高等教育圏を構築する為のボローニャ・プロセスでは、大学での専門教育の質を保証し大学間の単位互換性を可能にするために、質の基準が作成されている。FD プログラムに関しても質を保証する認定が課題とされ、職能団体 AHD はそのための枠組み作りやガイドラインづくりに取り組んできた。州単位の体系的 FD プログラムではその評価体制が整えられている。

AHD は、1998 年に設置された「ワーキンググループ (WG)」で英国をモデルにコア・カリキュラムとワークショップの認定基準を作成し、それをもとに 19 のワークショップを認定した。2001 年に WG は「AHD 認定委員会 (AKKO)」となり、2004 年以降ボローニャ・プロセスに従う FD を開発するためのガイドライン作りに取り組んだ。ガイドラインは、既存の FD 概念と FD プログラムの分析をもとにモジュールと修了証明書のための最小限の基準であることをねらいとして以下のようにまとめられ、2005 年に採択された：FD 研修のテーマ領域は、教授と学習、試験、コンサルテーション、学習と教育の評価、革新とし、研修は総量 200～240 時間、3 モジュール層で提供される。研修形態は、実践指向型学習ばかりでなく、ワークショップ、コンサルテーション、演習、自己管理学習を含む。現在は、デルフィー法による教育的コンピテンスの枠組み作りが検討されている。

州単位の体系的 FD プログラムにおける質保証体制のモデル事例は、バーデン・ヴュルテンベルク州である。ここでは、全プログラム統一の評価アンケートが開発され実施されている。アンケートの結果は、分析されて記録に残され講師たちが入手できるようになっている。結果について展開した質問用紙では個々のモジュール終了後の参加者の学習成果と学習の転移が問われ、それを手がかりに FD 担当者たちは評価を提出することになっている。定期的に AHD や FD 先進国の関係者を委員に含むピアレビュー外部評価がおこなわれ、この体制を通して州を越えてドイツ全体さらには欧州の質保証の体制が整えられている。

※発表は当日配布資料に基づいて行います。